

令和6年 第11回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和6年11月22日（金） 9時55分～11時10分	
場	所	阪南市役所 全員協議会室	
出席者		〈教育委員会〉	
		教 育 長	中 野 泰 宏
		教育長職務代理者	八 田 三 紀
		委 員	辻 雅 之
		委 員	水 島 浩 子
		委 員	柴 崎 一 也
		〈事務局職員〉	
		生涯学習部長	森 貞 孝 一
		生涯学習部理事	中 山 孝 一
		生涯学習部副理事	丹 野 恒
		副理事兼生涯学習推進室長	矢 島 健
		教育総務課長	堀 野 純 司
		学校教育課長	石 原 慎
		こども政策課長	岩 本 公 一
事務局		教育総務課総括主査	中 山 直 子
書記		教育総務課総括主査	中 山 直 子
傍聴者		なし	

会議の要旨

(教育長)

令和6年第11回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に水島委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和6年第10回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和6年第10回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年10月1日から10月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した6件について、報告する。

1件目は、泉南地区人権教育研究協議会主催「第48回泉南地区人権教育研究協議会研究集会」である。令和7年2月7日、泉南地区内の公共施設と小中学校の全10カ所の会場で泉南地区内の教職員を対象に、実践交流分科会が開催される。

2件目は、日本現代作法会大阪南支部主催「伝統文化こども作法教室」である。令和6年10月27日から令和7年1月26日にかけて全7回にわたり、阪南市立尾崎公民館において、小学生が様々な伝統文化を実習しながら学ぶ作法教室が開催される。

3件目は、特定非営利活動法人おかん家主催「国連スピーカー谷口たかひさ講演会&ミニライブ『心が喜ぶ』こととは？～自分に嫌われない生き方～」である。令和7年1月13日、南海波切ホールにおいて一般の方を対象に、地球温暖化と自己肯定感についての講話と、ミニライブが開催される。

4件目は、阪南市合同吟詠会主催「第38回阪南市合同吟詠大会」である。令和7年2月11日、阪南市立文化センター・小ホールにおいて一般の方を対象に、詩吟・詩舞・尺八演奏の発表会が開催される。

5件目は、泉州広告株式会社発行「小学生仕事読本『お仕事ノート』」である。令和7年5月30日、キャリア教育の副読本を発行し、阪南市内の小学3・4年生に配付する。

6件目は、泉州広告株式会社発行「中学生仕事読本『お仕事ブック』」である。令和7年1月31日、キャリア教育の副読本を発行し、泉州地域の公立中学校の2年生に配付する。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

2件目「伝統文化こども作法教室」であるが、今回初めて申請があったのか。また、こういった内容なのか。

(辻委員)

私に関わっている「皿田能能楽こども教室」と同じく、文化庁の「伝統文化親子教室」という事業で、子どもたちに対して伝統文化・生活文化に関する活動を体験・習得できる機会を提供し、その成果を披露する、祭事を含めた発表会を開催する取組に対して助成がある。阪南市では各地でこの事業を活用して笛太鼓教室を開催し、祭囃子を子どもたちに継承している。

(教育総務課長)

「伝統文化こども作法教室」はほぼ毎年後援名義の使用を許可している事業で、全7回の内容は、食事の作法、お正月の作法、風呂敷の使い方などである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市教育委員会点検・評価報告書について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市教育委員会点検・評価報告書について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、報告する。

本市では、より多くの視点に基づく意見や、多様な学識経験に基づく知見を活用するため、「阪南市教育員会評価委員会条例」を制定し、合議制の委員会を開催し、報告書を作成している。その目的は、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することである。

今年度は、まず令和5年度の教育委員会事務局各所属の主要な施策・事業を対象に、評価シートを用いてその取組に対する評価や今後の課題について考察した。それに対して、客観性を確保するため、2回の評価委員会を開催し、教育に関し学識経験を有する3名の評価委員の方々から貴重なご意見をいただき、取りまとめたものがこの報告書であり、各回で委員から出された質疑やご意見と、それに対する各所属からの回答については、報告書の添付資料のとおりである。

なお、本報告書については、第4回市議会定例会で報告するとともに、市民情報コーナーや本市ウェブサイトなどを通じて市民の皆さまに公表し、また、今後の教育委員会における事業推進に活用していくこととしている。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

点検評価・報告書の2-16「学校図書館専任司書配置事業」、学校図書館専任司書は令和5年度は前年度に比して配置日数が減っているが、それはなぜか。また、タブレット端末による電子図書の活用は進んでいるか。

(学校教育課長)

本市の財政状況が大変厳しいため、やむなく配置日数を減ずることになった。しかしながら、当課としては全校での週5日配置をめざして今後も予算要求を続けていく所存である。

また、電子図書については、朝の読書の時間に阪南市立図書館の阪南市電子図書館で借りた本を読んでいる子どもたちもいる。ただ、阪南市電子図書館では阪南市立図書館の図書貸出券の番号が個人のアカウントとなるため、貸出券を持っていない子どもには、市立図書館の貸出券を作るようにと管理職や学校図書館司書から促しているところである。一方で、電子図書については子どもの視力低下や、どういう本を読んでいるかわからないことに対する懸念の声はあるが、電子図書も本と出会うきっかけになると考え、効率的な活用方法について市立図書館や教職員、学校図書館専任司書と連携しながら検討していきたいと考える。

(教育長職務代理者)

4-1「文化財保護啓発事業」、「阪南市文化財デジタルアーカイブを小学校や生涯学習の場で活用できた」とあるが、具体的にどのようなことをしたのか、中学校でも活用したのか。また、子どもたちの反応はどうだったのか。

(生涯学習推進室長)

小学校における活用として、令和5年度、鳥取中地区にある灌漑施設「抜水(ぬきず)」について学んでいる上荘小学校3年生の児童62人に、タブレット端末

で「阪南市文化財デジタルアーカイブ」を体験してもらった。水に関係するものとして、デジタルアーカイブの「3Dパノラマビュー成子家住宅」を見ながら酒造りにとってとても大事だと言われる水に関する場所を見つけよう、という課題を出したところ、児童は巧みにタブレットを操作し、次々と画面を展開しては発見し、児童同士で、あるいはまた講師と「見つけたよ！」と会話することで楽しい参加型の郷土学習となった。

また、中学校における活用として、鳥取東中学校の2年生約140人を対象に、「日本遺産葛城修験」をテーマとする学習発表会に向けた事前学習の一環として、「阪南市文化財デジタルアーカイブ」を活用する学習会を実施した。会場が体育館ということもあり、当日は山中家文書の中にある絵図のデジタルアーカイブを大きいスクリーンに投影したが、画像の質が低下することに加え、生徒自身に操作してもらうことができなかったため、「阪南市文化財デジタルアーカイブ」の魅力を十分に理解してもらうには至らなかったと認識している。

今後、小学校の郷土学習で「阪南市文化財デジタルアーカイブ」の活用を推進するには、各小学校の授業計画にデジタルアーカイブを活用した授業を盛り込むことが必要不可欠となる。そのため、小学校へ周知する時期や回数を見直すとともに、職員出前講座で教職員にデジタルアーカイブを体験してもらい、教職員の要望に応じたアーカイブの活用方法を提案する等、教職員の負担軽減を踏まえた取組を行っていくことが必要と考え、その手法について検討しているところである。

(教育長職務代理者)

全小学校で活用されるよう、さらに取組を進めていただきたい。また、中学校ではタブレット端末を使う機会が少ないと聞くので、こういった取組もタブレット端末を使う良い機会となると考える。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「第10回阪南市立学校のあり方検討委員会について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第3号「第10回阪南市立学校のあり方検討委員会について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年8月21日に開催した、第10回阪南市立学校のあり方検討委員会について報告する。案件は、(1)新委員の紹介、(2)小中学校の適正規模・適正配置について、(3)答申骨子(案)について、(4)その他、であった。

なお、詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

資料2-3に「学校の小規模化によるメリット・デメリット」が記載されている。あくまで答申を作成するための材料ではあるが、せっかく抽出したこれらの項目を活用して、先に進められるものがあるのではないか。例えば、学級数が少ないと運動会でクラス対抗が困難とあるが、2校合同で開催してはどうか。前回の会議でも、単学級の学校が増えてきたので、社会見学を2校合同で行ってはどうかという意見が出ていたが、学校行事の概念を変え、地域や近隣校を巻き込んでいってはどうかだろう。学校のあり方を検討する過程で見えてきた課題は、今までしなかったことに挑戦するきっかけになり得ると思う。

先日、近隣市で開催された教育委員の研修会に参加してきたのだが、ある取組を実施することがシティ・セールスとなり、市民が転出したくないと思う気持ちを醸成するとのことだった。各自治体がそれぞれの特長を打ち出して、ここに住んでいて良かったと思えるのが望ましいと考える。

(教育長)

現状、他校と合同で行事を実施している例はあるか。

(学校教育課長)

今のところ、社会見学等の学校行事は合同で実施していない。実際に集まって何かをするということは移動の問題もあり、すぐには実現できないかもしれない。だが、例えば海洋教育の交流会の実施について、今までは各校が作成した取組についての動画を視聴し、その感想を動画を作成した学校に送り合うことで交流を行っていたのを、タブレット端末も普及してきたので、今後はオンラインで直接つながって、発表を聞いたり、質問し合ったりできるような方法に改めることを検討している。

(教育長)

先日の尾崎小学校と東鳥取小学校の修学旅行で、かたや2日目、かたや1日目だったのだが、同じ日に同じテーマパークに行き、児童間、教員間で若干の交流があったとのことである。前回の会議で社会見学を合同で行ってはどうかと教育長職務代理者からご指摘があったが、仮に2校同時に行けばバスの借上げも効率的にできる。以前であれば学校規模が大きくて考えられなかったことも、今後は検討する必要があるかもしれない。

(柴崎委員)

会議録を読むと、学校のあり方について多角的に検討され、委員の皆様も率直な意見を述べておられるが、結局は財政的に厳しいから、というところに集約されるのではないかと懸念する。あり方検討委員会の委員や事務局が自ら財政的な限界を意識した答申とするのではなく、これまで検討してきた内容や意見をきちんと反映させたものとしてほしい。

(教育総務課長)

事務局では、これまでの各委員の意見を集約した答申となるよう作成に努めているところである。

(水島委員)

全学年で単学級だと子どもたち同士の人間関係が濃密になり、良い点がある一方で逃げ場がないという短所もある。そんな中で、他校との交流をタブレット端末を用いてオンラインで行うというのは、お金も時間もかけずにできるという点で良いが、時折でもいいから学校外の人と直接対面して話す機会があれば、自分たちの人間関係について見直すことにもつながり、なお良いと考える。

(学校教育課長)

ご指摘どおり、少人数学級は良い点もあるが、人間関係が固定されるという課題もある。他校の子どもたちと対面で交流できればそれがいちばん良いのだろうが、なかなか難しい点もあり、第一歩としてタブレット端末等を活用したオンラインでの交流を試みている。中学校の生徒会サミットでは各校の生徒会の代表が集まり、初対面でもお互いに意見を交わしており、交流することの意義を実感しているので、タブレット端末での交流や、子どもたちが直接つながる機会をできるだけ提供したいと考えている。

(教育長)

先日サラダホール大ホールで小学校音楽会が開催された。隔年で4校ずつ代表が集まり、日頃の成果を披露するのだが、お互いの頑張っている様子を見て拍手をしたり、参加者全員で合唱したりといった交流ができた。こういった取組も継続していきたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「令和6年度第3回阪南市子ども・子育て会議について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第1号「令和6年度第3回阪南市子ども・子育て会議について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

令和6年8月21日に開催した、令和6年度第3回阪南市子ども・子育て会議について報告する。議題は、(1) 特定教育・保育施設における利用定員の設定について、(2) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る確保方策(案)について、(3) 第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について、(4) その他、であった。

なお、詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

資料3の10ページ、令和5年度に1歳児の待機児童が7人発生したとあるが、その原因は何だったのか。

(こども政策課長)

保育士等の不足で受入れを制限せざるを得なかったためである。令和4年度は4月1日時点で1歳児は127人まで受入れ可能としていたところを、令和5年度は4月1日時点で116人まで受入れ可能として設定した。一方で、少子化とはいえ保育のニーズは横ばいとなっていることから、待機児童が発生したものである。

(教育長職務代理人)

令和6年度は保育士等の不足は解消されているのか。

(こども政策課長)

各園所における歳児別受入れ人数を調整し、吸収できている。

(柴崎委員)

特定の施設に入所(園)希望者が集中したがその後他所(園)へ振り分けできたから解消したのではない、ということか。

(こども政策課長)

私立も含めた保育施設への入所(園)は保護者のニーズを踏まえながら市で利用調整しており、どうしても入所(園)させたいという保護者には空きのある施設を紹介している。令和5年度の1歳児については、特定の施設に集中というよりは、調整しきれなかった部分があふれてしまったという状況であった。

(柴崎委員)

近隣の自治体に住む知人が、未就学児の子どもを保育施設に入所させようと申し込んだが居住地の自治体ではかなわず、阪南市の施設に受け入れてもらったそうだが、そういったこともあるのか。

(こども政策課長)

居住地の自治体以外の保育施設を利用できる「広域保育」という制度がある。阪南市の保育施設は阪南市民の利用を優先させるが、他市町の方が居住地の保育施設がいっぱいなどの理由で入所できず、阪南市の保育施設の利用を希望した場合、阪南市民がその保育施設の利用を希望せず空きがあれば、結果として受け入れることもある。それに該当するケースだったのか、あるいは市が入所(園)に関与しない認可外保育施設に入所(園)できたのかもしれない。

(柴崎委員)

一時的な滞在であっても対応してもらえるということか。

(こども政策課長)

各自治体において、それぞれのご事情を聴きとったうえで様々な対応をしている。

(教育長職務代理者)

お孫さんを短期間預かる間、保育施設に入所させてもらったという事例はよく聞く。柔軟な対応をしてもらえるのはありがたい。

(こども政策課長)

保育所や認定こども園保育園部への入所(園)に必要な要件があれば、できる限りの対応をしている。

(水島委員)

資料3の6ページに人口動態についてのグラフがあり、出生数が減少していることがよくわかる。資料1に令和7年度から私立認定こども園の利用定員を減らす予定とあるが、これはやはり子どもの数が減っていることと、保育士等の不足が原因か。

(こども政策課長)

保育士等の不足により利用定員を減少せざるを得ないというのが主たる理由である。保育所や認定こども園保育園部のニーズは、若干減りつつあるもののほぼ横ばいなので、出生数の減はあまり影響がない。

資料2の「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業にかかる確保方策(案)」をご覧いただきたい。今後5年間、3号認定(満3歳未満の保育を希望する子ども)の1歳児を除けば充足していることがわかりただけだと思う。不足する1歳児についても、大阪府の認可定員以内であれば利用定員を超えて弾力的に受け入れることが可能なので、状況に応じて柔軟に受け入れる、または、認可外保育施設での受入れを想定して、このような計画を立てたものである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

1 2月17日 第11回阪南市立学校のあり方検討委員会 *表に記載なし

<生涯学習推進室>

1 1月23日 阪南市・泉南市・岬町青少年指導員合同研修会

1 1月24日 第33回阪南市健康マラソン大会

はんなんまち案内ボランティア講座（全6回）

<公民館>

1 1 月 2 4 日 〔西鳥取公民館〕

利用者等研修会

～楽しさ・豊かさ・生きがい

挑戦のある毎日を描くキャンパス 公民館～

1 2 月 6 日 〔尾崎公民館〕 楽しく学ぶ！認知症予防講座

～認知症とは？（老化と予防の解説）～

<こども政策課>

1 1 月 2 9 日 〔はあとり幼稚園〕 音楽参観

※いずれも11月22日現在の予定

（教育長）

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

（全委員）

質問等なし。

◆その他（教育長）

（教育長）

その他として、教育委員会に関する市の動向について理事者から報告されたい。

まず、貝掛中学校区地域教育協議会フェスタ「子どもとはっぴいデイ」と鳥取東中学校区地域教育協議会フェスタ「さわやかふれあいデー」について、学校教育課の報告を求める。

（学校教育課長）

各中学校区に設置されている地域教育協議会の取組として11月にフェスタを開催する協議会があり、今年も開催されたので報告する。

まず11月2日には貝掛中学校において、貝掛中学校区地域教育協議会のフェスタ「子どもとはっぴいデイ」が開催された。舞小学校の教職員による「ストラックアウト」、下荘校区福祉委員会の方による「昔のあそび」体験、子どもNPOはらっぱによる「幼児と遊びのコーナー」など、様々なブースが設けられたほか、貝掛中学校の生徒が各クラブの体験コーナーを設け、地域の方々と交流した。フェスタ当日は雨天のため、全てのブースが屋内での実施となったが、多くの方でにぎわった。

次に、11月9日には朝日小学校において、鳥取東中学校区地域教育協議会のフェスタ「さわやかふれあいデー」が開催された。学校園のPTAによるわなげや魚釣りゲーム、校区自治会・婦人会の方による「もちつき体験」、ワークセン

ターぼけっつとによる「焼き菓子等の販売」など、様々なブースが設けられた。鳥取東中学校のクラブの生徒は各ブースの手伝いとして参加した。当日は、中学生50人を含む運営130人、地域の方々350人の参加があった。

子どもとはっぴいデイ、さわやかふれあいデーともに、中学生が小さい子どもに優しく接する姿や、地域の方々と楽しそうに交流する姿が見られた。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

次に、小学校音楽会について、学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

11月14日、阪南市立文化センター大ホールにおいて、小学校教育研究会が主催する小学校音楽会が開催された。毎年4校の小学校が交代で音楽会に参加しており、今年度は西鳥取、下荘、東鳥取、朝日の4小学校の代表が参加した。音楽会当日、子どもたちは練習の成果を見事に発揮し、それぞれの学校が特色ある合唱や合奏を披露した。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

次に、こころの劇場について、学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

こころの劇場は、平成26年度から劇団四季と一般財団法人舞台芸術センター及び各市町村の共催で実施している事業で、小学校6年生の児童を対象として、劇団四季のミュージカルを鑑賞することができるというものである。

今年度は、11月13日、14日、21日、大阪市のオリックス劇場にて、尾崎小、西鳥取小、舞小、朝日小、上荘小、桃の木台小の児童が「ガンバの大冒険」というミュージカルを鑑賞した。運営にあたった指導主事の話では、観劇した6年生の児童は食い入るようにミュージカルを見つめ、最後ははじけるような笑顔で拍手をしていたとのことである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(水島委員)

観劇に興味のない家庭であれば劇場に行って舞台鑑賞する機会がないので、子どもたちにとって貴重な体験になったと思う。

参加する学校は抽選等で決定しているのか。

(学校教育課長)

本事業は、コロナ禍で中止になり、その後はオンラインでの鑑賞、そして昨年度から参集型に戻った。以前は参加校が限られていたので本市からは交替で参加していた。用意された枠に応じて参加できる学校が決まるが、今年度本市では希望する小学校が全て参加できたと聞いている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

次に、「第9回阪南市『すべての教室へ新聞を』川柳・作文コンクール」表彰式について、学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

「すべての教室へ新聞を」運動は、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」にある「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という基本理念のもと、日本新聞販売協会が文部科学省の後援を受け、地域の新聞販売店から最寄りの学校へボランティアで新聞を届けるというものである。本市でもこの運動により、全小中学校に毎日、新聞を届けてもらっている。

『すべての教室へ新聞を』川柳・作文コンクール」は、その運動の一環として一般社団法人日本新聞販売協会近畿本部府下南部支部阪南市新聞販売協議会の主催により実施されているもので、今年度で9回目となる。「新聞とひとのかかわり」をテーマに、小学校では川柳、中学校では作文を募集し、去る11月12日、入賞した作品の表彰式が開催された。今年度は受賞者13名が表彰式に参加し、一人ずつ賞状を受け取り、川柳、作文それぞれの最優秀賞受賞者は自身の作品をその場で発表した。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

次に、公民館まつりについて、生涯学習部の報告を求める。

(生涯学習部長)

11月9日と10日に第27回西鳥取公民館まつりを、またその翌週の11月16日と17日には第50回記念となる東鳥取公民館まつりを開催した。いずれも、日頃の活動の成果を発表するべく、舞台での演技や演奏、室内での展示、屋外では各種団体の協力による模擬店の出店と、にぎやかなまつりとなった。

あいにく東鳥取公民館まつりの16日は小雨が降る中だったが、大勢の方が楽しんでいた。また、西鳥取公民館は地下会議室の1室が使用できない中での開

催となったが、クラブ協議会の皆様が工夫して1階ロビーのスペースを活用するなど、コンパクトではあるものの大変盛りあがった。参加人数は、西鳥取公民館まつりが2日間で559人、東鳥取公民館まつりが2日間で約1,600人とのことである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

次に、はんなん海の学校の取組について、生涯学習部の報告を求める。

(生涯学習部長)

10月27日、以前海洋調査体験をご指導いただいた「日本ミクニヤ」と、阪南市で漁港周辺のまちづくりなどを行っている「ランドブレイン」さんにお越しいただき、海に関わる仕事をしている人のお話を聞き、海を含めた地域づくりをみんなで考える、という学習会を実施した。学習者の参加は8名と少なかったが、お話を聞いて思ったこと、感じたこと、また、今何ができるかを付箋に記載し、ポスターセッションを行った。講座の時間をオーバーしても議論が続くなど、参加者の熱意が伝わる学習会となった。

続いて11月16日には、阪南市とセブンイレブン記念財団が主催する「セブンの海の森活動」に参加した。当日はあいにくの雨模様だったが、海の学校の生徒たちは活動のスタッフとして参加し、準備から後片付けまで関わることで、記念財団が行う海の保全活動を学ぶことができた。

また、翌11月17日には関西国際空港を見学し、海の上にある空港ならではの話を伺い、また違った形で阪南の海のことを学んだ。バスで関空島へ渡り、関西国際空港株式会社社員から空港の概要を聞き、関西国際空港の環境問題についての取組や、空港島周辺の護岸の傾斜を緩やかにすることで藻場の育成を促進していること、また、島内の浄化センターでの排水処理の過程から、環境保護に対する姿勢を学んだ。その後、関空島で使用されている燃料電池バスに乗車して、普段は一般の立ち入りが制限されている区域に入り、関空島にある水素ステーションと、飛び立つ直前に旅客機の真下で行われる作業を見学することができ、大変有意義な活動となった。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

次に、「秋の芸術フェスタ」について、生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

阪南市文化協会主催の「秋の芸術フェスタ」は11月3日、文化センターで開

催され、演技部門の団体の発表が行われたほか、展示部門では様々な体験もできた。外の市役所庁舎周辺では阪南市産業フェアが同時開催されており、大変な賑わいだった。特に印象に残ったのは、本市と企業連携している法人が受け入れたフランスの高校生を中心とする団体が本市を訪問し、文化協会美術部の書道体験に参加した様子であった。みなさん日本文化に関心をお持ちで、毛筆を持って字を書くという初めての経験を大いに楽しんでおられた。その後は茶華道部の抹茶体験もされて、国際交流の面でも有意義だった。なお、「秋の芸術フェスタ」への来場者数は約1,200人であった。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

続いて、教育委員から何かないか。

(教育長職務代理者)

11月13日、令和6年度近畿市町村教育委員会研修大会が開催され、オンラインで参加した。「学校と地域でつくる学びの未来～コミュニティ・スクールの可能性～」と題した講演が、関東にある市の教育委員会事務局職員らを講師として行われた。当該市では学校は地域のコモンズ（入会地）であるとみなし、学校教育機能・福祉的機能・防災的機能・生涯学習機能を持たせている。具体的な例として、「学校3部制構想」で学校を時間帯により3つに分け、第1部は「学校教育の場」、第2部は子どもたちが様々な活動や体験ができる「放課後の場」、第3部は学校施設の様々な設備や機材を地域に開放して、生涯教育・生涯スポーツ・地域活動など多様な主体が活用する「多様な活動の場」とすることに取り組んでいる。学校において夜の天体観測、地域の方々による朝食提供、地域の講座開催などが行われ、地域の方々とながりができて子どもたちの学び・育ちが豊かになり、結局子どもたちにとって利益が返ってくるとのことである。校庭だけでなく教室も開放することがあるため、ロッカーをシャッター付きのものに変えるといった工夫もしているそうだ。印象的だったのは「学校は誰のもの？」という問いかけである。私たちはまず、子どもたちの成長のためのものだと考えるが、講演では学校は校長のものでもあり、働いている教職員のものでもあり、税金を納める地域の住民のものでもあるとのことだった。3つめの視点は今まで意識したことがなかったので、新鮮に感じた。

以前あるテレビ番組で、スポーツ庁が毎年実施している体力・運動能力調査で、10代の子どもたちの能力はコロナ禍前は過去最高水準まで上がっていたのに、コロナ禍を経て体力の低下が著しいと報じていた。座ってゲームやSNSをする時間が増えたのも一因だろうが、野球やサッカーをする場所がないのも原因ではないかと考える。また、この調査の結果では、子どもだけでなく、大人の運動不足や体力低下も顕著になってきているとのことだった。

この考え方がすぐに広がるとは思わないが、地域の方のものでもある学校を、もっと活用できるようになれば、いろんな年代のいろんな問題が解決できるのではないかと思いながら講演を聴いた。

(教育長)

ご報告感謝する。

(柴崎委員)

本年11月1日、道路交通法が一部改正されて自転車の危険行為が厳罰化され、特にスマートフォンを使いながら運転する「ながら運転」の罰則が強化された。この改正法は子どもも対象なのか。もしそうなら子どもたちへの指導はされているのか。また、阪南市における子どもの自転車事故の実態は把握しているか。

(学校教育課長)

改正道路交通法が施行され、自転車の運転中における携帯電話の使用禁止など、危険な運転に対する新しい罰則が整備された。法改正前の10月には文部科学省から府を通じて市に周知依頼があり、その依頼をもとに市から各校に対して自転車に関する安全教育を始めとする交通安全教育の推進について依頼し、リーフレット等を送付した。各校においては児童・生徒の発達段階に応じた指導を行っているところである。

今年度は本市の児童・生徒による大きな自転車事故については報告はないが、文部科学省の依頼文にも、この度の改正により自転車の交通事故防止のための規定が整備され、16歳以上の者が反則制度の対象となることから、小学生から高校生等までの児童・生徒への自転車交通安全教育が重要となる、という記載があるため、今後も長期休業前だけでなく、定期的に交通安全に関する指導を実施するよう、教育委員会からも校長会等で伝えていきたいと考えている。

(教育長)

次回の令和6年第12回定例教育委員会は、令和6年12月20日金曜日午後3時00分から、阪南市防災コミュニティセンター多目的室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和6年第11回定例教育委員会を閉会する。

以上